

平成27年5月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ネ)第5162号損害賠償等請求控訴事件, 同年(ネ)第7669号同附帯控訴事件(原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第13947号, 平成22年(ワ)第15675号, 第15676号, 第47601号)

口頭弁論終結日 平成27年3月9日

判 決

東京都港区六本木二丁目2番6号 福吉町ビル6F

控訴人兼附帯被控訴人 ミクル株式会社

(以下単に「控訴人」という。)

同代表者代表取締役 福 井 直 樹

控訴人兼附帯被控訴人 福 井 直 樹

(以下単に「控訴人」という。)

控訴人ら訴訟代理人弁護士 日 野 修 男

東京都中央区銀座六丁目13番16号 銀座ウォールビル2F

被控訴人兼附帯控訴人 株式会社Ginza

(以下単に「被控訴人」という。)

同代表者代表取締役 池 田 馨

被控訴人兼附帯控訴人 永 海 克 也

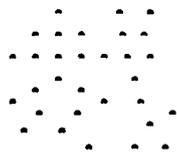
(以下単に「被控訴人」という。)

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 越 智 敏 裕

同 小 柴 一 真

主 文

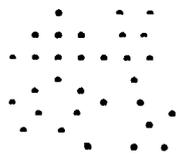
- 1 控訴人ミクル株式会社の控訴及び被控訴人らの附帯控訴に基づき原判決主文1項及び3項を取り消す。



- 2 被控訴人株式会社G i n z aの請求及び控訴人ミクル株式会社の請求をいずれも棄却する。
- 3 被控訴人らの附帯控訴に基づき原判決主文5項及び6項を次のとおり変更する。
 - (1) 被控訴人株式会社G i n z aは、控訴人福井直樹に対し、33万円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を(うち11万円及びこれに対する平成23年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被控訴人永海克也と連帯して)支払え。
 - (2) 被控訴人永海克也は、控訴人福井直樹に対し、被控訴人株式会社G i n z aと連帯して11万円及びこれに対する平成23年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (3) 控訴人福井直樹のその余の請求を棄却する。
- 4 控訴人らのその余の本件控訴及び被控訴人らのその余の本件附帯控訴並びに控訴人福井直樹及び被控訴人株式会社G i n z aの当審における各追加請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は第1, 2審を通じて控訴人ミクル株式会社に生じた費用は同控訴人の負担とし、控訴人福井直樹に生じた費用はこれを100分し、その3を被控訴人らの、その余を控訴人福井直樹の負担とし、被控訴人らに生じた費用は被控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判



1 控訴の趣旨

- (1) 原判決主文第1項及び第2項のうち控訴人ミクル株式会社敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分に係る被控訴人株式会社G i n z aの請求を棄却する。
- (3) 原判決主文3項及び4項を次のとおり変更する。

被控訴人株式会社G i n z a及び被控訴人永海克也は、控訴人ミクル株式会社に対し、連帯して1000万円及びこれに対する被控訴人株式会社G i n z aについては平成22年5月1日から、被控訴人永海克也については平成23年2月17日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (4) 原判決主文5項及び6項を次のとおり変更する。

被控訴人株式会社G i n z a及び被控訴人永海克也は、控訴人福井直樹に対し、連帯して1000万円及びこれに対する被控訴人株式会社G i n z aについては平成22年5月1日から、被控訴人永海克也については平成23年2月17日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 附帯控訴の趣旨

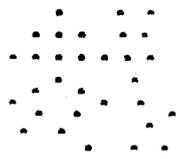
- (1) 原判決主文1項及び2項を次のとおり変更する。

ア 控訴人ミクル株式会社は、被控訴人株式会社G i n z aに対し、1010万円を支払え。

イ 控訴人ミクル株式会社は、被控訴人株式会社G i n z aに対し、「マンションコミュニティ」と題するインターネット掲示板における別紙削除請求対象投稿目録記載の各投稿を削除せよ。

- (2) 原判決主文3項ないし5項のうち被控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- (3) 上記部分に係る控訴人ミクル株式会社及び控訴人福井直樹の被控訴人らに対する請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要



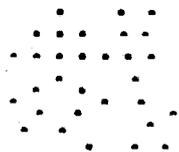
1 本件は、

(1) 被控訴人株式会社G i n z a (以下「被控訴人会社」という。)が、インターネット上に開設された「イースミカ」と題する掲示板(以下「本件掲示板」という。)を運営していた控訴人ミクル株式会社(以下「控訴人会社」という。)に対し、本件掲示板には原判決別紙主張整理表1記載のとおり、被控訴人会社の名誉を毀損する内容の投稿がされていたにもかかわらず、控訴人会社がこれを削除しないで放置した結果、6000万円の損害が生じたと主張して、不法行為に基づき、その損害の一部である3000万円とこれに対する遅延損害金の支払を求め、さらに上記投稿の一部が、原判決別紙削除請求投稿目録記載のとおり、控訴人会社が運営している「マンションコミュニティ」と題する掲示板に移されて削除されないままになっていると主張して、民法723条に基づき、同目録記載の各投稿の削除を求めた、

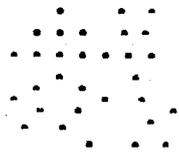
(2) 控訴人会社とその代表者である控訴人福井直樹(以下「控訴人福井」という。)が、被控訴人会社の従業員である被控訴人永海克也(以下「被控訴人永海」という。)及びその他の被控訴人会社の従業員によって本件掲示板に本件掲示板の目的とは無関係の投稿が繰り返されたため、本件掲示板の運営業務に支障が生じ、また被控訴人永海及び被控訴人会社のその他の従業員によって本件掲示板に控訴人福井を脅迫したり信用ないし名誉を毀損する投稿がなされ、これにより控訴人福井と控訴人会社の名誉・社会的信用も毀損され、以上により控訴人会社に1151万0600円を下らない損害が、控訴人福井に1200万円の損害が生じたと主張して、被控訴人会社に対しては、被控訴人会社自体の不法行為又は使用者責任に基づき、被控訴人永海に対しては不法行為に基づき、連帯して上記控訴人らの損害額のうち各1000万円とこれに対する遅延損害金の支払を求めた

各事案である。

2 原審は、



- (1) 上記1(1)の被控訴人会社の請求について、控訴人会社は、原判決別紙削除請求投稿目録記載の各投稿のうち、①被控訴人会社の社会的評価を低下させるものではないもの、②被控訴人会社の権利を侵害していることを控訴人会社が知り、又は知ることができたと認めるに足りる相当な理由があったと認めることができないもの、③公益性、真実性及び相当性の要件を備え、不法行為が成立しないもの、あるいは論評として不法行為の違法性を欠くものを除外した一部の投稿についてのみ削除すべき義務があったと判断し、控訴人会社が上記各投稿の存在を知らずこれを削除しなかったことについて不法行為に基づく損害賠償責任(10万円の損害賠償と遅延損害金の支払)を認めしたが、上記損害賠償請求が認められた投稿は全て原審口頭弁論終了時までには削除されたため、未だ削除されていない投稿中には違法な投稿は存在しないと判断して削除請求を認めなかった、
 - (2) 上記1(2)の控訴人らの請求について、原判決別紙主張整理表2-1~12、同3記載のもの以外の投稿に関する控訴人らの主張は、時機に後れた攻撃防禦方法であるとしてその主張を却下し、控訴人らが主張する上記各主張整理表記載の各投稿のうち、被控訴人永海による投稿行為及び被控訴人会社の従業員である西川博文(以下「西川」という。)が投稿したと認められるものについて不法行為の成立を認め、被控訴人らの控訴人らに対する損害賠償責任(不法行為及び使用者責任に基づき、連帯して、控訴人会社に対する110万円の損害賠償と遅延損害金の支払及び控訴人福井に対する55万円の損害賠償と遅延損害金の支払)を認めた。
- 3 そこで控訴人らは控訴を、被控訴人らは附帯控訴を提起した。
- (1) 控訴人らは、上記第1の1のとおり判決を求め、原審において時機に後れたものとして却下された投稿部分を含め別紙反訴関係投稿一覧表のとおり請求原因の範囲を拡大(ただし、上記拡大は控訴人会社関係の請求原因についてのみなされている。)した上で、原審における請求と同様の主張に基づ



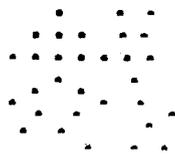
く請求をし、これに加えて控訴人福井は、被控訴人らが本件の訴訟活動の過程で控訴人福井の戸籍謄本や住民票などを取り寄せてこれを本訴における書証として提出し、さらに準備書面において控訴人福井の身分関係の主張をするなどして控訴人福井のプライバシーを侵害したとして、不法行為に基づく損害賠償を求める旨の新たな請求原因を当審において追加した。

(2) 被控訴人らは、上記第1の2のと通りの判決を求め、不服申立ての範囲をその範囲に限定したが、損害賠償の請求原因として主張する投稿の範囲を別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表記載のとおり、3517件の投稿に拡大した。そのうち、原審において主張した原判決別紙主張整理表1記載の投稿については、13及び37の投稿は当審においては主張せず、これらを除いた各投稿について別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表に改めて組み込んで主張している。また、削除請求の対象とする投稿の範囲については、当審において別紙削除請求対象投稿目録のとおり拡張した。別紙削除請求対象投稿目録記載の投稿は、原判決別紙削除請求投稿目録記載の各投稿を当審において削除請求の対象に加えた投稿と共に改めて組み込んだものであり、別紙削除請求対象投稿目録記載の各投稿の番号は、全て別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表（エピソード1）の番号と共通であって、これを引用したものである。

4 前提事実、争点及び争点に関する当事者双方の主張は、当審における各当事者の主張を踏まえて次項のとおり原判決を付加訂正するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の3ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、略語については原則として原判決の例による。

5 原判決への付加訂正

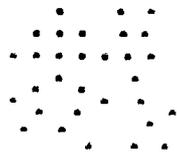
(1) 原判決5頁7行目の「別紙主張整理表」から同頁12行目末尾までを「別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表（エピソード1ないし7及び株式会社Ginz aについてby 申込予定さん、株式会社Ginz aについて、vol. 2 by 匿名さんと題する各表、以下ここに記載されている投稿を「本件本訴関



係投稿」という。)及び別紙反訴関係投稿一覧表(以下ここに記載されている投稿を「本件反訴関係投稿」という。)の各投稿日時欄の日時に、同表本文欄記載の投稿が行われた。なお、被控訴人会社が投稿の削除を求めている(附帯控訴の趣旨(1)イ)別紙削除請求投稿目録記載の投稿は、本件本訴関係投稿に含まれ、別紙削除請求投稿目録の番号欄の番号は、別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表の番号欄の番号を指す。また、本件反訴関係投稿のうち、控訴人福井が自己に対する誹謗・中傷・脅迫に当たると主張する投稿は、原判決別紙主張整理表3記載のとおりであり、別紙反訴関係投稿一覧表の番号391, 393, 421, 911, 1705, 2033, 2037, 2042, 2043, 2045, 2047, 2052, 2055, 2058, 2069, 2071, 2081, 2083, 2084, 2119, 2123, 2132, 2133, 2134, 2135, 2250及び2251に当たる(以下これらを「福井関係投稿」という。)」と改める。

(2) 原判決5頁16行目末尾の後に次の記載を加える。

「本件処分の内容は、①契約の締結について勧誘するに際し、または契約の申込の撤回若しくは解除を妨げるため、不実のことを告げる行為をしないこと、②契約の締結について勧誘するに際し、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、正確且つ十分な説明を行うこと、③契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、又は契約の申込の撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げないこと、以上3点の指示と、④契約にかかる損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結しないこと、⑤契約の成立又は有効性について消費者等が争っているにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせないこと、⑥消費者のクーリング・オフの権利の行使に関して、手数料・送料・サービスの

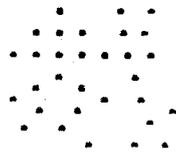


対価等法令上根拠のない要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要しないこと、⑦法令及び条例の遵守について、内部教育等により従業員に徹底すること、以上4点の勧告である。

以上の本件処分については、東京都は、「訪問販売リフォーム業者を行政処分」との表題で報道発表をし、平成17年7月中に、東京都のウェブサイトに、事業者名(当時の被控訴人会社名を「KRK関東株式会社」「KRK株式会社」と表記)代表者名、本店住所など被控訴人会社の内容、被控訴人会社による主な販売の手口、特徴的な不適正取引行為、指示・勧告に至る経緯、今後の対応、上記指示・勧告の内容、指示及び勧告の対象となる不適正取引行為の主な例、詳細な具体的勧誘事例2例などが掲示された(乙1)。なお、上記の東京都のウェブサイト上の記事は、平成23年3月31日をもって削除された。」

(3) 原判決5頁19行目から20行目の「同判決は、」の次に「平成21年4月15日言渡しの控訴棄却判決(乙2)を経て、」を加え、同頁22行目の後に行を改め、「本件本訴関係投稿がなされた時期は、上記控訴審判決の口頭弁論終結日である平成21年1月28日の前後から、平成22年3月7日までの約1年余の期間にわたる。そして、上記投稿中には東京都のウェブサイト上の上記報道発表の記事へのリンクがされている投稿があり、当時、未だ上記報道発表が同ウェブサイト上に掲示されていたことを示している(平成21年9月4日現在掲示されていることにつき乙71)。また、被控訴人会社は、本件処分及び上記ウェブサイト上での公表が違法であるとして、東京都を被告とする国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起したが、平成23年11月25日、本件処分及び上記公表はいずれも違法ではないとして、請求棄却の判決が言い渡された(乙34)。」を加える。

(4) 原判決5頁最終行の「題するスレッド」の次に「(以下このスレッドを「エピソード1」ということがある。)」を加え、6頁1行目の「他のスレッド」



の次に「(本件本訴関係投稿のうちエピソード1以外の全スレッド)上の全投稿」を加え、6頁5行目末尾に「その後、この「マンションコミュニティ」と題する掲示板上の閉鎖スレッドには、エピソード1の投稿のうち、少なくとも別紙削除請求対象投稿目録記載の各投稿が残存し、閲覧可能な状態になっている。」を加える。

(5) 原判決6頁21行目「本訴関係投稿」の次に「(原審において請求原因としたもの、ただし、番号13及び同37の投稿は当審においては請求原因の対象としない。)」を加え、22行目の末尾に「その他、当審において請求原因とした投稿は、別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表に記載のとおりであり、いずれも被控訴人会社を誹謗中傷し、被控訴人会社の名誉ないし信用を毀損するものである。」と改める。

(6) 原判決6頁26行目の末尾に「当審において被控訴人会社が請求原因に加えた投稿についても同様である。」を加える。

(7) 原判決9頁2行目「西川博文」の次に「(以下「西川」という。)を加える。

(8) 原判決10頁4行目末尾に以下のとおり加える。

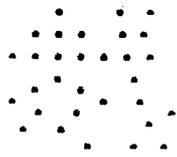
「仮に被控訴人会社関係者の投稿の一部が不法行為を構成するとしても、これは、控訴人会社が被控訴人会社に対する違法な投稿を速やかに削除しなかったことに起因するものであり、このような事情を考慮すると、被控訴人らの行為は、上記の控訴人会社の違法行為に対する正当防衛又は緊急避難に当たる。」

(9) 原判決10頁10行目末尾に以下のとおり加える。

「また、上記の控訴人会社による違法行為は、被控訴人らの不法行為による損害の算定に当たって斟酌されるべき過失相殺の事由に当たる。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人らの請求のうち、控訴人福井の被控訴人らに対する誹謗・



中傷・脅迫等を理由とする損害賠償請求の一部については理由があるが、控訴人福井の当審における追加請求を含むその余の控訴人らの請求、及び被控訴人会社の当審における追加請求を含む請求は、いずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 本件本訴関係投稿に関する被控訴人会社の請求について

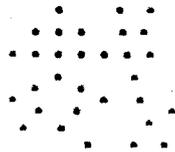
(1) 証拠(甲12-1~10, 乙7, 8, 証人山本優)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成21年2月1日、本件掲示板内に「リモート銀座の定額パックでリフォームされた方、いかがですか？」とのスレッド名でスレッド(このスレッドは、別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表記載のエピソード1に該当する。)が立ち上げられた。

イ 以後、被控訴人会社に関するスレッドとして、エピソード1からエピソード7までの7スレッドと「株式会社Ginzaについて……」と題する2スレッドの合計9スレッドが立ち上げられた。

ウ 上記各スレッドへの投稿は、上記各スレッドが閉鎖又は削除された平成22年3月8日までの間に、合計8799件(全投稿数は、エピソード1が1000件、エピソード2が1014件、エピソード3が1130件、エピソード4が1026件、エピソード5が1022件、エピソード6が1005件、エピソード7が518件、その余の2スレッドが1013件と1071件)に及び、その後、さらに28件の投稿のある1スレッドがある(甲12の1~10)。

エ 本件本訴関係投稿は、別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表記載のとおり、各スレッドに投稿されたものであり、その合計は3517件である。本件反訴関係投稿も同様に各スレッドに投稿されており、その合計は、2282件である。そのどちらにも含まれない投稿は3000件であり、上記各投稿は、上記各スレッドの中に混在している。



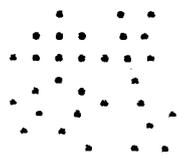
(2) 被控訴人会社の損害賠償請求及び削除請求についての判断枠組み

ア 被控訴人会社の請求の概要

被控訴人会社の損害賠償請求及び削除請求は、いずれもその対象となった投稿が被控訴人会社の名誉を毀損する違法な投稿であることを前提とし、控訴人会社が運営する「マンションコミュニティ」と題する掲示板に残存しているものについては削除を請求し、また、上記(1)イの各スレッドのうち、既に削除されたものについては、それまでの間に控訴人会社がこれらを削除せずに放置したことが不法行為に当たるとして損害賠償を請求するものである。

イ 削除請求について

証拠（甲19，乙17）及び弁論の全趣旨によれば、本件掲示板に投稿された投稿について削除を請求する者は、まず控訴人会社に対して削除依頼を行い、これに対して控訴人会社において控訴人会社が定める投稿削除基準に該当するか否かを判断した上で該当すると判断された投稿についてはこれを削除するという手順になっていること、すなわち、本件掲示板の運営者である控訴人会社だけが本件掲示板上の投稿を削除することができることが認められる。インターネット上に開設された掲示板に他人の名誉を毀損する投稿がなされた場合、当該投稿による情報は不特定第三者が閲覧することが可能な状態に置かれ、さらに拡散する可能性があることは、公知の事実であり、掲示板を開設した者においてもかかる掲示板を利用した違法行為を、上記のとおり掲示板開設者のみがなし得る削除という方法によって排除すべき必要があることは否定できない。したがって、掲示板に他人の名誉を毀損する投稿がなされた場合には、掲示板開設者は、かかる違法な投稿を削除すべき条理上の作為義務を負うと解するのが相当である（ただし、このように解したとしても、掲示板開設者は、常時、掲示板に違法な投稿がなされていないかどうかを監視、確認すべき義務を負



うものではない。また、上記削除義務があるからといって違法な投稿か否かの判断の責任を掲示板開設者に全て負わせるものでもない。この点は、下記の法3条1項の定める損害賠償義務制限の要件からみても明らかである。)

ウ 損害賠償請求について

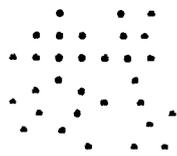
控訴人会社が削除請求に応じなかった場合に損害賠償義務を負うか否かについては、削除請求された投稿が他人の名誉を毀損する違法なものであると共に、控訴人会社は、法2条3号における「特定電気通信役務提供者」に該当するから、法3条1項の要件、すなわち①当該情報の流通を認識していたこと、②当該情報の流通によって被控訴人会社の権利が侵害されていることを知っていたか、知ることができたと認めるに足る相当な理由があることを満たして、はじめて掲示板の違法な投稿を削除しないことを理由とする不作為の不法行為による損害賠償責任を負うのであり、被控訴人会社の損害賠償請求についての判断に当たっては、これら要件の存否も検討されなければならない。

(3) 本件本訴関係投稿による被控訴人会社の社会的評価の低下の有無

本件本訴関係投稿のうち、被控訴人会社が原審において主張した原判決別紙主張整理表1記載の投稿が被控訴人会社の社会的評価を低下させるものであるか否かについては、原判決(10頁13行目から25頁22行目まで)の認定判断のとおりであるからこれを引用する。ただし、原判決12頁26行目「番号13」を「番号14」と改め、16頁5行目から10行目末尾までを全部削る。また、19頁23行目「事実を摘示する」を「将来の見込みについての意見を表明する」と改める。

(4) 上記の社会的評価低下を招く投稿(本訴名誉毀損投稿)についての違法性阻却事由の有無

ア さらに、上記の社会的評価低下を招く投稿(本訴名誉毀損投稿)のうち



違法性が阻却されるといえるものがあるかどうかについて検討する。名誉毀損における違法性阻却事由一般についての説示は、原判決(29頁6行目の「事実の摘示がある」から同頁24行目末尾まで)のとおりであるからこれを引用する。

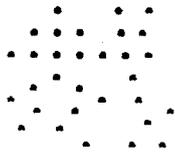
イ 原判決別紙主張整理表1の番号42, 54, 57ないし61, 63, 64の各投稿について、これを取り出す限り公共性の要件を欠き、違法性阻却事由が存在しないことは、原判決(29頁25行目から30頁6行目)のとおりであるからこれを引用する。

ウ 原判決別紙主張整理表1の番号1, 2, 8及び40(本判決別紙誹謗・中傷業務妨害投稿一覧表の番号1, 2, 8及び62)の各投稿について違法性阻却事由が存在することは、原判決(30頁7行目から14行目)のとおりであるからこれを引用する。

エ その余の本件名誉毀損投稿のうち、原判決別紙主張整理表1の番号7, 12, 47, 49ないし53, 66, 67, 76, 79ないし81, 83及び84の各投稿については、被控訴人会社に対する本件処分の根拠となった行為やそれを前提とした本件処分の適法性、さらにはこれに関連する被控訴人会社の勧誘方法などに係るものであり、同表番号69, 77の各投稿については被控訴人会社の業績、同表番号74, 75の各投稿については被控訴人会社にリフォーム工事の内容に係るものであるから、いずれも公共性の要件を満たすものである。しかしながら、上記各投稿について真実性の要件又は相当性の要件が満たされるか否かについては、本件全証拠によるも明らかとはいえない。そこで、上記各投稿については、上記イの各投稿と共に進んで法3条1項の要件に該当するか否かを判断することにする。

オ 小括

以上によれば、原判決別紙主張整理表1記載の投稿のうち、上記のとおり

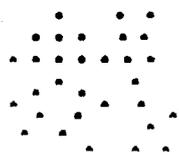


り被控訴人会社の社会的評価を低下させ、しかも違法性阻却事由が存在することが明らかとまでいえない投稿は、同表の投稿番号7, 12, 42, 47, 49ないし54, 57ないし61, 63, 64, 66, 67, 69, 74ないし77, 79ないし81, 83及び84の各投稿ということになる。

(5) 本件本訴関係投稿のうち、被控訴人会社が原審において主張した原判決別紙主張整理表1記載の投稿に関する損害賠償義務について

ア 同表の番号7, 12, 47, 49ないし53, 66, 67, 69, 76, 79ないし81, 83及び84の各投稿について法3条1項の定める要件を満たすとはいえず、これを削除しなかったことについて控訴人会社の損害賠償義務が発生しないことについては原判決の説示(27頁24行目の「原告会社」から28頁12行目末尾まで)を引用する。

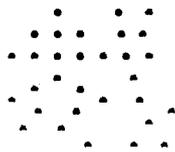
イ 同表の番号42(本判決別紙誹謗・中傷業務妨害投稿一覧表の番号78)の投稿は、そのみを取り上げて検討すると、前記のように被控訴人会社の社会的評価を低下させるものと解することが可能である。しかしながら、この投稿は、平成21年4月15日に投稿されたものであるところ、別紙反訴関係投稿一覧表のとおり、同年1月22日に始まり、月を追うごとに増加してきた本件反訴関係投稿やそれに対する多くの反論の投稿の中で続いている議論のやりとりを踏まえたものであり、原判決第3, 1(33)(16頁24行目以下)のとおり、「管理人はまともなんだよ。」という投稿を引用した後に「当たり前だ。どこかの会社と一緒にしないでくださいね。」という形で行われたものである。そうすると、上記投稿は、論争の一コマにおける感情的な反応の表現と解することが可能であり、同日の本件反訴関係投稿の中には「あなた達はまともじゃないね。ほんとお祭り好きだね。ヒマなの？」(別紙反訴関係投稿一覧表番号120)、「松山さん自首した方がいいんじゃない。」(同表番号121)といった表現も見られるこ



などを併せ考えると、双方が感情的で過激な表現のやり取りをしている中で一方のみを違法性があるものと断ずることは困難であり、掲示板を運営する立場に過ぎない控訴人会社において上記投稿について、違法性が明らかであると判断することは困難であるというほかない。したがって、上記投稿については、これによって被控訴人会社の権利が侵害されていることを控訴人会社が知っていたとはいえないことはもとより、知ることができたと認めるに足る相当な理由があったとも認めることができないから、法3条1項の要件を満たしているとはいえず、控訴人会社はこれを削除しなかったことについて損害賠償責任を負わない。

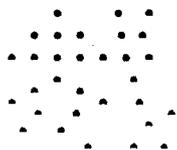
ウ 同表の番号54(本判決別紙誹謗・中傷業務妨害投稿一覧表の番号183の一部)は、1つの投稿の一部を切り取ったものであり、そのみを取り上げて検討すると、前記のように被控訴人会社の社会的評価を低下させるものと解することが可能である。しかしながら、この投稿が行われた日の前々日である同年5月10日には43件(別紙反訴関係投稿一覧表番号289ないし番号331)、前日である同月11日には30件(同表番号332ないし番号361)、同日である同月12日にも30件(同表番号362ないし番号391)と、極めて多くの被控訴人会社関係者によるものと見ることのできる投稿がなされているところ、上記投稿は、これに対して「宗教的」、「盲目的」、「非常識な組織的行動」などの表現を用いてやや感情的な反応をしたと解することができる内容であり、いわば被害者側からの投稿が誘引したものという側面も否定できない。このような位置づけの投稿を、控訴人会社が直ちに違法であると判断することは困難である。したがって、上記投稿についても法3条1項の要件を満たしているとはいえず、控訴人会社はこれを削除しなかったことについて損害賠償責任を負わない。

エ 同表の番号57及び58(本判決別紙誹謗・中傷業務妨害投稿一覧表の番



号326及び378の各一部)は、1つの投稿の一部を切り取ったものであり、そのみを取り上げて検討すると、前記のように被控訴人会社の社会的評価を低下させるものと解することが可能である。しかしながら、これら一部を切り取る前の1つずつの投稿全体を見ると、番号57の投稿は、被控訴人会社が3億円の損害賠償請求訴訟を東京都に対して提起したこと(これが事実であることは乙第34号証によって認められる。)を踏まえて意見表明をしたものであり(甲6の5)、番号58の投稿は、その直前の「書き込みに対して一切聞き入れずに犯人扱いされたり、暴言を吐かれたとして、裏切られた」との思いを吐露する投稿に賛同を表明することに続けて意見表明をしたものであり(甲6の6)、いずれもその前提事実について少なくとも真実であると信ずるに足る相当な理由があり、意見表明としての相当性を逸脱するものとはいえないと見ることが可能である。そうするとこれらも控訴人会社において違法であると判断することが困難なものといわざるを得ない。したがって、上記投稿についても法3条1項の要件を満たしているとはいえず、控訴人会社はこれを削除しなかったことについて損害賠償責任を負わない。

オ 同表の番号59ないし61、63及び64(本判決別紙誹謗・中傷業務妨害投稿一覧表の番号408、409、416、513及び452の各一部)はいずれも1つの投稿の一部を切り取ったものであり、そのみを取り上げて検討すると、いずれも侮辱的な表現であり、前記のように被控訴人会社の社会的評価を低下させるものと解することが可能である。しかしながら、これら一部を切り取る前の1つずつの投稿全体を見ると、番号61の投稿は、東京都のウェブサイト上で公表された事実(被控訴人会社における特徴的な不適正取引行為)を紹介し、これに基づく投稿をしているものであって、上記公表事実の内容の悪質性に鑑みると、公益性の要件を満たし、事実の摘示がなされているとしてもこれを真実と信ずるについて相当



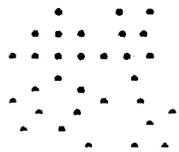
な理由があったと解することが可能である（なお、証拠（甲12の2及び弁論の全趣旨（別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表（エピソード2）の番号416など）によれば、上記投稿のうち「笑っちゃうような詐欺会社」とある部分については、控訴人会社において自ら一部削除をし、「笑っちゃうような会社」としたことが認められる。その点からも上記投稿についての損害賠償義務は否定される。）。その他の投稿についても、その前後の投稿の状況を見ると、これらは別紙反訴関係投稿一覧表記載の番号562ないし629という被控訴人会社の関係者からと思われる過激な表現を含む多数の投稿に反応し、議論がなされている中での1コマとってよく、いわば被害者側の発言に誘引されたものである可能性を否定できない。そうすると、このような位置付けの短い感情的な表現である投稿が、多くのそれ以外の投稿の中に含まれている場合に、掲示板を運営する立場に過ぎない控訴人会社において直ちにこれを違法であると断ずることは困難であることは上記と同様である。したがって、上記投稿についても法3条1項の要件を満たしているとはいえず、控訴人会社はこれを削除しなかったことについて損害賠償責任を負わない。

カ 小括

以上によれば、被控訴人会社が原審において損害賠償請求の対象としていた原判決別紙主張整理表1記載の各投稿につき、控訴人会社がこれを削除しなかったことを原因とする被控訴人会社の損害賠償請求は、いずれも理由がない。

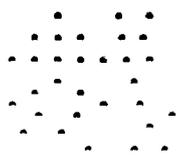
(6) 当審において請求原因として追加された投稿について

ア 前提事実(4)のとおり、控訴人会社は、平成22年3月8日、本件掲示板のうち、別紙誹謗中傷・業務妨害投稿一覧表（エピソード2）以下の各スレッドを全部削除した。被控訴人会社の損害賠償請求は、控訴人会社が本件掲示板の違法な投稿を削除すべき義務があったにもかかわらず、これを



削除せずに被控訴人会社の権利を侵害したことをもって不法行為に当たると主張するものであるところ、前記(2)イのとおり、掲示板開設者は、常時、掲示板に違法な投稿がなされていないかどうかを監視、確認すべき義務を負うものではなく、原則として、削除を請求する者が掲示板開設者に対して投稿についての削除を請求した場合に、その請求の内容からみて、掲示板開設者において明らかに当該投稿が違法なものであることを知り、または知ることができたと認められる場合に限り損害賠償責任を負うと解するのが相当である。この点、エピソード2以下のスレッドについての被控訴人会社からの削除請求の状況について検討するに、証拠（甲5の2及び3）によれば、被控訴人会社が、平成21年6月2日、エピソード4のスレッドについて削除請求をしたこと及び同月13日、エピソード5について削除請求をしたことが認められるが、それ以外のスレッドについては、本件全証拠によるも、上記の控訴人会社によるスレッド削除の日までに被控訴人会社が削除請求をした事実を認めることはできない。また、上記各スレッド上の各投稿について、控訴人会社が違法な投稿であることを明らかに知っていたとの事情についても証拠上認めることはできない。したがって、エピソード2以下の各スレッドのうち、上記削除請求がなされたエピソード4及び同5以外のスレッド上の各投稿については、控訴人会社がこれを削除するまでの間存置していたとしても損害賠償責任を負わないというべきである。

イ 仮に上記の点を措くとしても、被控訴人会社によって削除請求がなされていたエピソード4及び同5のスレッド上の各投稿並びに未だに削除がなされていないエピソード1のスレッド上の投稿のうち当審において請求原因として追加された投稿を含め、被控訴人会社が損害賠償請求の請求原因として主張する各投稿（本件本訴関係投稿）は、前記2(1)認定のように、被控訴人会社関係者によるもの、あるいはそのように理解されやすい内容



をもつ本件反訴関係投稿や、その両者にも含まれない3000件近い投稿と混ざり合っただけ本件掲示板に存在していたのであり、これら本件本訴関係投稿以外の投稿の内容と照らし合わせると、本件本訴関係投稿の中には本件反訴関係投稿に誘引されたと思われるものや、他の投稿に対する反論など、他の投稿との間で続いている議論の中の一コマであるものも存在していることが認められ、その前後の投稿との関係で、あるいは議論全体としてみると、被控訴人の社会的評価を低下させるものとはいえないか、違法性を欠くことと見ることが可能であり、このような投稿を違法な投稿と解することはできないし、控訴人会社においてもその違法性を判断することは容易なことではなかったと認めるのが相当である(上記(5)イないしオ参照)。

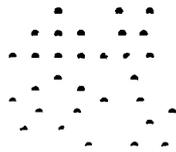
ウ また、前記前提事実のとおり、東京都のウェブサイトには本件処分に関係する記事が長期間掲示され続けていたこともあり、控訴人会社にとって、それぞれの投稿が違法に被控訴人会社の名誉・信用を毀損するものであると判断することが容易ではなかったと認められる。

エ 前記のとおり、掲示板開設者に投稿を削除しなかったことを原因とする損害賠償責任を課するには、法3条1項の要件を満たさなければならないところ、本件本訴投稿のうち、上記各事情を踏まえてもなお同条の要件を満たすと認めるに足るものを見いだし難い。

オ 以上によれば、当審において請求原因として追加された投稿についても被控訴人会社の損害賠償請求を認めることはできないから、これを棄却すべきである。

(7) 被控訴人会社の損害賠償請求についてのまとめ

以上のとおり、被控訴人会社の損害賠償請求については、原審において認容された部分は、相当でないから、控訴人会社の控訴に基づきこれを取り消すべきであり、原審において棄却された部分は、結論において相当であるから、被控訴人会社の附帯控訴を棄却すべきである。被控訴人会社が附帯控訴



において追加した請求原因に基づく損害賠償請求についても棄却すべきであるから、結局、被控訴人会社の損害賠償請求は全て棄却するという結論となる。

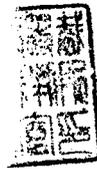
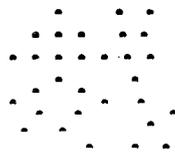
(8) 被控訴人会社の削除請求について

ア 原判決別紙削除請求投稿目録記載の投稿について

原判決別紙削除請求投稿目録記載の投稿のうち、番号3（原判決別紙主張整理表1の番号3）、番号5（同18）、番号6（同22）、番号7（同26）、番号8（同28）、番号9（同29）、番号10（同30）については、いずれも社会的評価の低下を招くものではなく、名誉毀損の要件を満たさないことは、上記(3)に記載のとおりであり、また、同目録番号1（同1）、番号2（同2）、番号4（同8）、番号11（同40）の各投稿については、名誉毀損の違法性阻却事由があるため名誉毀損の不法行為が成立しないことは、上記(4)ウに記載のとおりである。したがって、これら各投稿については、いずれも控訴人会社の削除義務を認める前提を欠く。したがって、原審において被控訴人会社が削除請求の対象とした各投稿については、いずれも理由がないからこれを棄却すべきである。

イ 当審において削除請求の対象として追加された各投稿について

これまでの認定判断及び弁論の全趣旨によれば、「マンションコミュニティ」と題する掲示板に移されて削除されていないままになっている投稿は、別紙削除請求対象投稿目録記載のものだけではなく、本件反訴関係投稿やいずれにも含まれない投稿が含まれていることが推認される。確かに各投稿を個別に取り上げると、その中にはたとえば「狂ってる」（別紙削除請求対象投稿目録・番号155）、「お前はチンスカヤロー以下だ」（同・番号203）など不適切な表現で被控訴人会社をおとしめるかのような投稿も認められる。しかしながら、これら投稿も、本件反訴関係投稿に誘引されたと思われるものや、他の投稿に対する反論など、他の投稿との間で



続いている議論の中の一コマであるものも存在していることが推認できるのであり、その前後の投稿との関係で、あるいは議論全体としてみると、被控訴人の社会的評価を低下させるものとはいえない。また、被控訴人会社は、東京都のウェブサイト上の記事へのリンクを貼った投稿が執拗になされていることを問題にしているが、上記記事は、公益的観点から被控訴人会社への行政処分の内容を公表したものであるから、これにリンクを貼った投稿がなされたことをもって社会的評価の低下を招くとも認められないし、公益性の要件、真実性の要件を満たし、違法性が阻却されるとも評価できる（なお、前記前提事実のとおり、上記ウェブサイト上の記事は既に削除されているから、これにリンクを貼った投稿が残存していたとしても、現在では上記記事を閲覧することはできないのであり、その点からも上記投稿が被控訴人会社の社会的評価を低下させると評価することはできない。）。以上のほか、原判決別紙削除請求投稿目録記載の各投稿（当審において追加された分）については、上記(6)イに示した判断に照らし、違法であるといえる投稿を見いだし難い。したがって、被控訴人の別紙削除請求対象投稿目録記載の投稿に対する削除請求は認めることはできない。

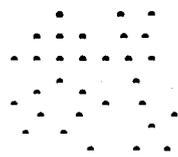
ウ 被控訴人会社の削除請求についてのまとめ

以上によれば、被控訴人会社の削除請求は、原審における請求も当審における追加請求もいずれも認めることができないから、被控訴人会社の上記削除請求に係る附帯控訴は棄却するのが相当である。

3 本件反訴関係投稿に関する控訴人らの請求について

(1) 本件反訴関係投稿は誰による投稿か

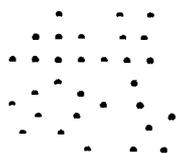
証拠(乙7, 8, 証人山本)及び弁論の全趣旨によれば、本件反訴関係投稿は、別紙反訴関係投稿一覧表の「発信元ホスト・IPアドレス」欄記載のIDを持つ携帯端末又はIPアドレスを割り当てられたパソコン等の端末から投稿されたものであることが認められる。



ア そのうち携帯電話端末の I D は各契約者毎に割り当てられるものであり、解約等をしない限り変更されないこと(乙 1 2, 1 3), 一般に他人名義の携帯電話を継続して使用する可能性は低いことからすると、別紙反訴関係投稿一覧表の「発信元ホスト・ I P アドレス」欄に携帯端末の I D が記載されているものについては、その I D 毎に同一の者からの投稿であると推認することができる。

そして、同表の「発信元ホスト・ I P アドレス」欄に「大西 A U」と記載のあるもののうち、同表の番号 1 2 の投稿については被控訴人会社従業員の大西が投稿したことについて自白が成立し、以下同様に「西川ドコモ」と記載のあるもののうち番号 3 7 3 の投稿が同じく被控訴人会社従業員西川、「永海ドコモ c」と記載のあるもののうち番号 1 3 3 2 の投稿が被控訴人永海、「永海ドコモ b」と記載のあるものについて番号 2 8 の投稿が被控訴人永海、「朝岡ドコモ」と記載のあるものについて番号 2 0 6 の投稿が被控訴人永海、「永海イーモバイル」と記載のあるものについて番号 3 9 1 の投稿が被控訴人永海の各投稿であることについていずれも自白が成立している。以上の事実によれば、以上の各 I D 毎の投稿は、それぞれ上記の者による投稿であると認めるのが相当である。

イ 証拠(乙 9 ないし 1 1, リコーテクノシステムズ株式会社及びイー・アクセス株式会社に対する平成 2 3 年 7 月 2 7 日付け調査嘱託に対する回答)によれば、携帯端末ではないパソコンなどの端末の場合、インターネット接続のサービス如何によるが、固定 I P 接続サービスの場合、契約時に割り当てられた I P アドレスが継続して使用されること、動的 I P 接続サービスの場合、電源の o n, o f f などのたびに異なる I P アドレスが割り当てられることがそれぞれ認められる。そして被控訴人会社においてどちらのサービスによるものかは不明であるが、仮に動的 I P 接続であったとしても、被控訴人会社と無関係の者が、極めて膨大な数の I P アドレスか



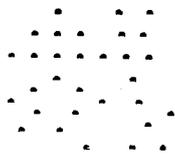
ら同じIPアドレスを割り当てられ、本件掲示板のエピソード1以下のスレッドに、一見被控訴人会社の関係者と思われるような投稿をするということは、ほとんどあり得ないということが可能である。ただ、携帯端末とは異なり、パソコンなどの端末は、個人が排他的に管理しているかどうか明らかではなく、同じパソコンを同一の者だけが使用することが当然であるとまではいえない。以上を総合すると、被控訴人永海を含む被控訴人会社の従業員による投稿が含まれていることについて自白が成立している別紙反訴関係投稿一覧表の「発信元ホスト・IPアドレス」欄に「永海パソコンa」、「永海パソコンb」、「永海パソコンc」、「永海本社」、「永海ヤフー」とそれぞれ記載されている投稿は、少なくとも被控訴人会社従業員によるものであると認めることまではできるが、それらが全て被控訴人永海によって投稿されたものとまでは認めるに足りない。その他、上記各投稿の投稿者を特定して認めることができる証拠はない。

ウ 同表の「発信元ホスト・IPアドレス」欄に「大西本社」と記載のある投稿が被控訴人会社の従業員によるものであることを認めるに足りる証拠はない。

(2) 本件反訴関係投稿による控訴人会社に対する不法行為の成否

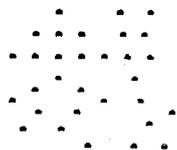
控訴人会社は、本件反訴関係投稿は掲示板の目的とは異なる違法な投稿であり、その態様においても同一内容を繰り返し書き込むことなどによって、掲示板本来の機能を阻害し、これにより控訴人会社の本件掲示板に対する業務の運営に支障が生じたことを理由にこれによる損害賠償を求めるものである。

ところで、本件掲示板は、控訴人会社が開設し、運営、管理をしているものであるが、ここに投稿することができる者について、特定の会員であるなどの資格を限定しているわけではなく、インターネットを通じてアクセスできる者であれば、匿名で自由に投稿することが可能である上、投稿内容につ



いても事前にこれを限定していないものであり、以上と異なる事実を認めることができる証拠はない。そして、本件における各スレッドは、平成21年2月1日に「リモート銀座の定額パックでリフォームされた方、いかがですか?」というスレッド名が付けられてこれを立ち上げ、ここに他の投稿を募り始める投稿をした者がいたことから始まったものであり(甲12の1)、「掲示板の目的」といっても、そのようなスレッド名や投稿などから推測するほかはなく、控訴人会社が具体的な目的をスレッド毎に指定するようなことを行っていた様子は窺われない。したがって、控訴人会社は、本件掲示板について、基本的に、いかなる者に対しても、掲示板の目的との関連の有無を問わず、自由な投稿を許容していたといわざるをえない。

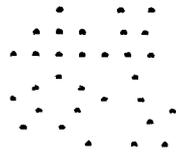
本件掲示板のこのスレッドには、上記のような被控訴人会社の旧商号が明記されたのであり、その後4つめの投稿(エピソード1の番号1の投稿のレス番号は4である。)に本件処分の存在を窺わせる内容が含まれ、番号2(レス番号12)の投稿で前記東京都のウェブサイト上の本件処分の報道発表内容がリンクされ、紹介されるに至っている。このような特定の個人や会社名を対象とするスレッドが立ち上がると、その会社などに対する評価、本件処分のような事実など多くの情報が投稿されるだけでなく、これらに対する意見、感想、疑問、ここから派生する被控訴人会社自体についての評価、意見、感想、そしてこれらに対する同意、異論、反論、さらに議論が発展するに従い投稿者間での議論、同意や反発の感情を含んだ発言という具合に、投稿内容が広がりを見せることは良く見られることと解され、多くの掲示板について、業として管理運営している控訴人会社にとっても、そのような成り行きに発展することを見ることは日常のこと考えられる。したがって、このような関連性のつながりの中で一定の広がりのある投稿がなされること自体は、控訴人会社は予めこれを想定し、許容しているものとして受忍すべきものと解するのが相当である。



一方、被控訴人会社は、スレッド名に自社の旧商号が記載されたのであるから、自社に対する上記のようなあらゆる投稿がなされることが想定され、これに無関心ではいられないことは明らかである。そして、自社に対して不利益な結果を生じさせるような内容をもつ投稿、不快を感じさせる投稿、自社の認識と異なる内容の投稿などがあった場合、それが違法であるか否かにかかわらず、これに対する反論が許されないとすべき理由はない。仮にこのような反論などの投稿を目的外の違法な投稿であると解してしまうと、特定の立場や意見に近い投稿以外は許されないことになってしまいかねないのであり、そのようなことは相当とはいえない。

したがって、掲示板に対する投稿は、明らかに許容される限度を逸脱していると認められる場合を除き、投稿自体の内容が個別的、事後的な法的措置の対象となるかどうかは別として、掲示板の管理運営者との関係においては、基本的には違法とはいえないものと解すべきである。

この点につき、控訴人会社代表者及び同従業員山本優は、被控訴人会社関係者による「荒らし行為」、すなわち、投稿者への誹謗中傷、恫喝、控訴人会社及びサイト管理者への中傷、名誉毀損、マルチポストや全く同じ内容の投稿を連続して貼り付けるなどのスパム行為がなされたことにより、控訴人会社がその対応に忙殺され、その業務が妨害されると共に、掲示板本来の機能が阻害されたと陳述（乙6，7）又は証言、供述する。確かに、たとえば別紙反訴関係投稿一覧表の番号295番ないし305番，308番ないし329番（313番を除く），333番ないし352番のように同じ日の極めて短い時間内に同一又はほぼ同一の内容の投稿を執拗に行うなど相当でない態様の投稿も見受けられるところであり、これらは、いずれも被控訴人永海の携帯端末又は被控訴人会社の従業員の操作に係る被控訴人会社のパソコンから投稿されていることが認められる。しかしながら、インターネット上の掲示板において同種の態様の投稿が見られることは、本件掲示板に限らずよ



く見かけることであること、証人山本優は、本件掲示板における「荒らし行為」への対応として監視態勢をとり、投稿のチェックをして、投稿の削除もしていたと証言しているところ、上記各投稿は、前記のスレッド全体の削除に至るまで削除された形跡がないことに照らすと、これらが受忍限度を超える違法なものとは認め難い。また、その他の本件反訴関係投稿を見ても、後記のように一部個人に対する違法と評価されるものや感情的、侮辱的な内容のものを含むが、スレッド名から考えられる目的やここから派生するであろうことが想定できる範囲を明らかに超え、その存在自体によって控訴人会社の業務に支障を及ぼさせるような投稿は見だし難い。

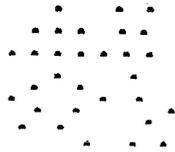
さらに、本件反訴関係投稿は、上記のように、このスレッドのいわば当事者の一方である被控訴人会社関係者の投稿が大半をなすが、全8799件の投稿中2282件にとどまっているのであり、控訴人会社では、閉鎖するまで削除要求に対する対応をしていない(証人山本優)のであって、本件反訴関係投稿の存在と因果関係のある具体的な業務上の支障の内容についても明らかとはいえない。

したがって、本件反訴関係投稿が控訴人会社との関係で違法ということはできないから、その存在により控訴人会社の業務に支障を及ぼしたことを理由とする損害賠償請求は理由がない。

(3) 福井関係投稿に関する不法行為の成否

ア 福井関係投稿のうち別紙反訴関係投稿一覧表の番号911, 1705, 2033, 2037, 2042, 2043, 2058, 2071, 2081及び2083(原判決別紙主張整理表3の番号4ないし9, 14, 16ないし18)の各投稿は、いずれも控訴人福井個人に対し、危害が加えられることを示唆する内容を含むものであるから、控訴人福井に対する脅迫行為であり、明らかに違法といわざるを得ない。

その余の投稿は、それだけを取り上げると、控訴人福井の社会的評価を



低下させるか又は限度を超えた誹謗中傷とみることも可能なものである。しかしながら、前記本件本訴関係投稿に関して判断したように、これらの投稿は、多くの他の投稿の中に挟まれ、他の投稿に誘引されたり、他の投稿に対する反発であったりするほか、本件掲示板に掲載された被控訴人に不利益な内容を含む投稿が削除されないままさらに新たな同種の投稿を生じさせていることについて管理者に対する抗議の意味を含んでいるものが多く、これを全体としてみると、控訴人福井の社会的評価を低下させているとはいえず、あるいは違法性を帯びるほどの誹謗中傷とはいえないものである。したがって、各投稿の前後の投稿の内容や流れの中において、上記投稿だけを取り出してこれを違法と判断することは困難である。

イ 上記違法と認められる10件の投稿のうち、2件については被控訴人永海によるものであり、その余は他の被控訴人会社の従業員によるものである。ただ、このような内容の投稿をすること自体が被控訴人会社の指示によるものであるなど、被控訴人会社自体の不法行為であることまでを認めることはできない。ただ、これら投稿は、被控訴人会社の利益を図るため行われたものと推認でき、被控訴人会社の業務とは無関係に従業員個人が行ったものということはいえないから、少なくとも被控訴人会社の事業の執行と密接に関連する行為と評価することができ、被控訴人会社は使用者責任を負うものというべきである。

ウ 上記違法と認められる10件の投稿は、控訴人福井個人に向けられたものであり、これによって控訴人福井のみならず控訴人会社も損害を被ったとはいえないから、この投稿を理由として控訴人会社に対する不法行為が成立するとはいえない。

エ 上記ア、イのとおり、控訴人福井は、違法な投稿により精神的損害を被ったものと認められ、これによる慰謝料は、全体について30万円、被控訴人永海による2件の分について10万円とするのが相当であり、相当因

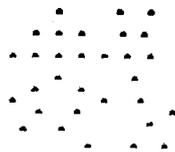
果関係の認められる弁護士費用は、その各1割が相当である。

オ なお、被控訴人らは、正当防衛、緊急避難、過失相殺を主張するが、前記のとおり、控訴人会社の被控訴人会社に対する不法行為は成立しないから、正当防衛の主張はその前提を欠くし、本件において緊急避難の要件を満たすような事情も見だし難い。また、控訴人会社が被控訴人らの主張する各投稿を削除しなかったからといって、前記のような控訴人福井に対する害悪の告知を正当化できるものともいえないから、過失相殺をする余地もない。

(4) 控訴人福井の当審における追加請求について

控訴人福井は、上記のように被控訴人会社やその従業員による自己に対する誹謗、中傷、脅迫等を主張し、原審において、家族も含めて危害の可能性を感じたことや、そのために転居した旨などを供述していることは当裁判所に顕著である。これに対し、被控訴人らは、当審において、控訴人福井の家族関係の有無や転居の経過を明らかにして上記に反論するため、控訴人福井に係る戸籍や住民票を調査し、その結果を書証として提出し、準備書面(4)において主張していることは記録上明らかである。以上の経過によれば、これら被控訴人らの行為は、控訴人福井の上記主張、立証に対する攻撃防御方法の提出に当たり、適法な訴訟行為に含まれるものといえることができる。その他、被控訴人らの上記行為が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くことを示す事情は認められないから、これをもって違法な行為と評価することはできない。したがって、その余の点について検討するまでもなく、控訴人福井の当審における追加請求は理由がない。

(5) 以上のとおり、本件反訴関係投稿の関係では、控訴人福井が被控訴人会社に対し、33万円及びこれに対する不法行為後(訴状送達の日)の翌日である平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求め、被控訴人永海に対し、11万円及びこれに対する不法行為後(訴状送達の日)



翌日)である平成23年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度(ただし被控訴人永海に対する認容額の範囲において被控訴人らは連帯して支払うべき義務がある。)で理由があるが、その余の請求は、控訴人福井の当審における追加請求を含めていずれも理由がないからこれを棄却すべきである。

- 4 したがって、以上と異なる原判決の一部を上記判断に従って取消しあるいは変更することとし、その余の本件控訴及び本件附帯控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 水 野 邦 夫

裁判官 若 林 辰 繁

裁判官 本 吉 弘 行



これは正本である。

平成27年5月27日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官

小原 誠

